

類型6) スポーツ団体の情報公開に問題がある場合 ～情報隠蔽、
説明責任違反

◆ 事例① (情報隠蔽)

<事例>

あるスポーツ団体では、新シーズンを開始するに当たり、対象スポーツで使用するボールについて、その反発係数を変更したにもかかわらず、対外的に一切発表していませんでした。

使用する選手の申告により、この問題が明らかになりました。このスポーツ団体は、どのように対応すべきだったのでしょうか。

◆ 対応のポイント

スポーツ団体は、多様なステークホルダー(利害関係者)を有する極めて公共的な団体であり、このようなステークホルダー(利害関係者)の利益に関わる情報に関しては、適切なタイミングで、状況に応じて積極的に開示することが求められます。

◆ コンプライアンス強化のための実践案

(1) 透明性と説明責任

スポーツ団体が、選手、指導者や審判等のスポーツ団体の構成員以外にも、スポンサー、メディア、ファンなど、多様なステークホルダー(利害関係者)に影響をおよぼす極めて公共的な団体であることからすれば、運営に関わる重要情報を積極的に開示して、組織における意思決定の透明性を確保し、適正に説明責任を果たすことが要求されます。

この事例のような、競技で使用する用具やスポーツルールの変更については、選手、指導者や審判等現場の人間にとっては競技生活を送る上で極めて影響のある情報である上、スポンサー、メディア、ファンなど、スポーツを見る側の人間にとっても、スポーツの性質を変えかねない重大な問題です。このような重大な影響のある問題である以上、きちんと公表すべきでしょう。

(2) 情報公開体制の整備

① 開示すべき情報の範囲

平成 26 年度文部科学省委託事業「NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン」⁶⁶では、このようなスポーツ団体に対する透明性と説明責任という要請を踏まえ、以下のような事項に関し、ウェブサイト等で、情報開示することを推奨しています。これらに加えて、代表選手選考の基準や競技会への参加要件となる標準記録なども事前に開示しておくべき情報であるといえるでしょう。

確かに、事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報などについては、公開できないものがあることも事実ですが、業務の適正な遂行に支障を及ぼさない限り、公開することが望ましいでしょう。

- スポーツ団体の組織図、役員構成、各機関の責任者等の名前、経歴等
- スポーツ団体運営の基本計画及びその実施状況
- 会議体の決議に関する議事録
- 財務に係る書類等の報告
- スポーツ団体の全ての運営規程
- スポーツ団体の紛争解決制度に関する規程

⁶⁶ <http://www.jsaa.jp/ws/governanceindex.html>

- 不祥事対応、再発防止策の達成状況
- その他スポーツ団体運営に関する報告書、競技会情報

② 開示すべきタイミング

では、スポーツ団体はどのタイミングで、どのような内容の情報を開示すべきでしょうか。

スポンサーや各種メディアに対してもどのタイミングで公表すべきなのか、慎重に検討し、判断する必要があります。スポーツ団体としては、協賛してもらっている以上スポンサーからの指示や要求に応じざるを得ないという側面があるものの、スポンサーの言いなりになってスポーツ団体としてのガバナンスが機能していないと評価されれば、それはそれで別の観点から大きな批判を受けることにもつながります。確かに、不正確な情報を公表してしまい、後日修正を余儀なくされたり、説明内容が二転三転するなどした場合も批判の対象となる可能性もありますが、「現在、事態の把握に向けて対応中です」というだけでも良いので、その時点までに把握している確実な事実をメディアやステークホルダーに伝え、それ以外の情報については速やかに報告するという形でまず第一報を公表することで、少なくとも「隠し事はしていない」という安心感を国民やメディアに対して与えることができるでしょう。

(3) 情報公開に関するコンプライアンス教育の実施

類型9)スポーツ団体の危機管理に問題がある場合⁶⁷にも通じるところですが、現代においては透明性のある団体運営と、ステークホルダーに対する丁寧な説明(情報公開)を意識しない限り、大きな批判的となります。身を縮めて嵐が過ぎ去るのを待つ、という消極的な意識では団体の信用失墜を招く決定的な事態を引き起こしかねません。何か不祥事や問題が起こったときこそ、ステークホルダーに向けて、そして社会に向けて積極的に情報を公開しなければならないということを認識するために、スポーツ団体の役職員に対して情報公開に関するコンプライアンス教育を実施する必要があります。

⁶⁷ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_18_1.pdf

◆ 事例②（説明責任）

<事例>

あるスポーツ団体は、担当者のミスにより国際大会へのエントリーを期限までに行わず、出場希望選手が大会に出場できなくなる事態となりましたが、対外的にも、出場を希望していた選手らにも何も説明していませんでした。

一部の出場希望選手の申告により、この問題が明らかになりました。このスポーツ団体は、どのように対応すべきだったのでしょうか。①担当者とは全く連絡が取れなかった場合、②担当者とは連絡が取れたものの、当該担当者は「機械のエラーによりエントリーができなかった」という主張をしている場合に分けて時系列順にスポーツ団体としてなすべき対応を検討してください。

◆ 対応のポイント

スポーツ団体は、多様なステークホルダー（利害関係者）を有する極めて公共的な団体であり、このようなステークホルダー（利害関係者）の利益に関わる情報に関しては、適切なタイミングで、状況に応じて積極的に開示することが求められます。

◆ コンプライアンス強化のための実践案

(1) 透明性と説明責任

スポーツ団体が、選手、指導者や審判等のスポーツ団体の構成員以外にも、スポンサー、メディア、ファンなど、多様なステークホルダー(利害関係者)に影響をおよぼす極めて公共的な団体であることからすれば、運営に関わる重要情報を積極的に開示して、組織における意思決定の透明性を確保し、適正に説明責任を果たすことが要求されます。

この事例のような、国際大会のエントリーに関する担当職員によるミスについては、選手、指導者や審判等現場の人間にとっては競技生活を送る上で極めて影響のある事態である上、スポンサー、メディア、ファンなど、スポーツを見る側の人間にとっても重大な問題です。このような重大な影響のある問題である以上、きちんと事実を把握した上で公表すべきでしょう。

(2) 情報公開体制の整備

① 開示すべき情報の範囲

平成 26 年度文部科学省委託事業「NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン」では、以下の事項に関し、ウェブサイト等で、情報開示することを推奨しています。本件のようなケースに関しては、「⑦ 不祥事対応、再発防止策の達成状況」が該当しますが、事態を認知したタイミング、担当者からのヒアリングを実施したタイミング、スポーツ団体内で対応策を決定したタイミング、担当者に対する処分を実施したタイミング、再発防止策を策定したタイミング等、それぞれ適切なタイミングで、適切な情報を開示する必要があります。

- スポーツ団体の組織図、役員構成、各機関の責任者等の名前、経歴等
- スポーツ団体運営の基本計画及びその実施状況
- 会議体の決議に関する議事録
- 財務に係る書類等の報告
- スポーツ団体の全ての運営規程
- スポーツ団体の紛争解決制度に関する規程
- 不祥事対応、再発防止策の達成状況
- その他スポーツ団体運営に関する報告書、競技会情報

② 開示すべきタイミング

では、スポーツ団体はどのタイミングで、どのような内容の情報を開示すべきでしょうか。

まず、事態を認知した時点で、特に利害関係の強い、参加を希望していた選手全員に対して、エントリーが出来ていなかった旨の第一報を入れ、仮に原因が特定できていなかったとしても真摯に謝罪しておくべきでしょう。

また、スポンサーや各種メディアに対してもどのタイミングで公表すべきなのか、慎重に検討し、判断する必要があります。スポーツ団体としては、協賛してもらっている以上スポンサーからの指示や要求に応じざるを得ないという側面があるものの、スポンサーの言いなりになってスポーツ団体としてのガバナンスが機能していないと評価されれば、それはそれで別の観点から大きな批判を受けることにもつながります。確かに、不正確な情報を公表してしまい、後日修正を余儀なくされたり、説明内容が二転三転するなどした場合も批判の対象となる可能性もありますが、「現在、事態の把握に向けて対応中です」というだけでも良いので、その時点までに把握している確実な事実をメディアやステークホルダーに伝え、それ以外の情報については速やかに報告するという形でまず第一報を公表することで、少なくとも「隠し事はしていない」という安心感を国民やメディアに対して与えることができるでしょう。

③ 内部調査の実施と公表内容の吟味

次に、担当者からどのような原因でエントリーが出来なかったのか、ヒアリングを実施することになると思われませんが、「①担当者とは全く連絡が取れなかった場合」にはその他のルートで原因究明が可能なのかを、「②担当者とは連絡が取れたものの、当該担当者は『機械のエラーによりエントリーができなかった』という主張をしている場合」にはその主張を裏付ける資料等を吟味して関係者に公表して良い内容かどうかをそれぞれ検討する必要があります。裏付け資料の確認もなく担当者の言い分をそのままスポーツ団体として公表した場合において、後日当該説明が虚偽のものだったことが発覚するなどしたときには、さらなるレピュテーションリスク(信用低下の恐れ)があることは想像に難くないでしょう。

この点、後述の類型9)スポーツ団体の危機管理に問題がある場合⁶⁸でも指摘している、危機管理の方法が参考になりますので、是非そちらと併せて確認してみてください。

⁶⁸ <http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017.04.18.1.pdf>

(3) 情報公開に関するコンプライアンス教育の実施

類型9)スポーツ団体の危機管理に問題がある場合⁶⁹にも通じるようですが、現代においては透明性のある団体運営と、ステークホルダーに対する丁寧な説明(情報公開)を意識しない限り、大きな批判的的となります。身を縮めて嵐が過ぎ去るのを待つ、という消極的な意識では団体の信用失墜を招く決定的な事態を引き起こしかねません。何か不祥事や問題が起こったときこそ、ステークホルダーに向けて、そして社会に向けて積極的に情報を公開しなければならないということを認識するために、スポーツ団体の役職員に対して情報公開に関するコンプライアンス教育を実施する必要があります。

⁶⁹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_18_1.pdf

◆ スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン参照部分

- ・ 37 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (2) 法令遵守」⁷⁰
- ・ 41 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (4) NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインの遵守」⁷¹
- ・ 109 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (2) 司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)の構築 ③内部通報制度、相談制度の構築」⁷²
- ・ 121 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (3) 危機管理体制・不祥事対応体制の構築」⁷³
- ・ 129 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (1) スポーツ団体役職員向け[組織マネジメント]のコンプライアンス教育の実施」⁷⁴

◆ NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン参照部分

- ・ 148 ページ 「6 NF の情報公開に関するフェアプレーガイドライン (1) ウェブサイト等による情報提供」⁷⁵

【参考文献】

「学校事故対応に関する指針」(平成 28 年 3 月 31 日文科初第 1785 号)⁷⁶

⁷⁰ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

⁷¹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

⁷² http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

⁷³ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

⁷⁴ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf

⁷⁵ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_09.pdf

⁷⁶ http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1369565.htm